

凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 現滑走路等
- 新滑走路等
- 特定猟具使用禁止区域

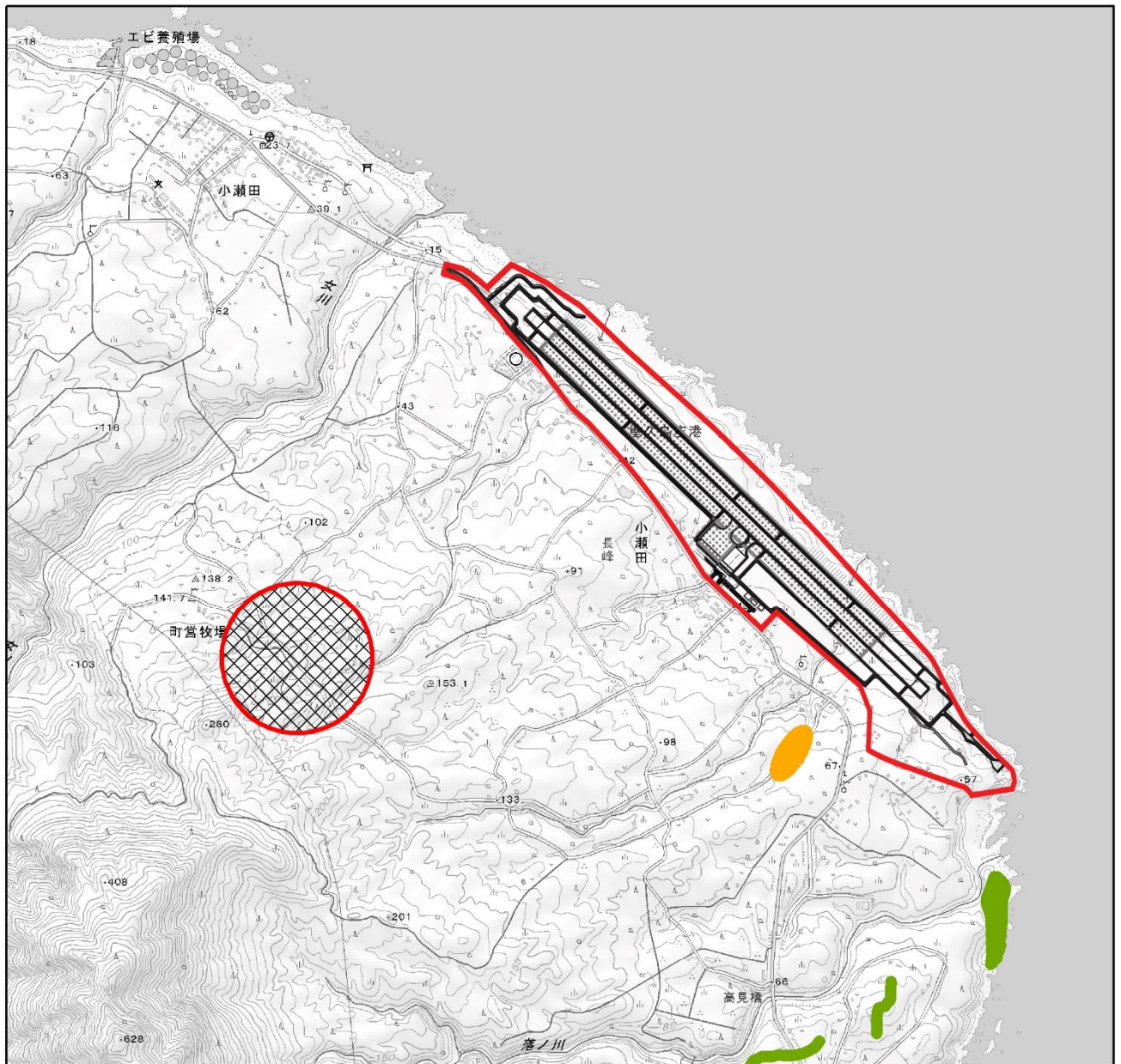
0 0.5 1 2 km

1:50,000



出典：「平成30年度鹿児島県鳥獣保護区等位置図4（薩南諸島）」（鹿児島県）

図 3.2-13 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 現滑走路等
- 新滑走路等
- 土砂流出防備保安林
- 防風保安林

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：鹿児島県提供資料

図 3.2-14 事業実施区域周辺の保安林の指定状況

#### 4) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

事業実施区域周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「鹿児島県文化財保護条例」（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）、「屋久島町文化財保護条例」（平成 19 年屋久島町条例第 223 号）に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は表 3.2-53～表 3.2-55 に示すとおりであり、事業実施区域周辺において、所在地が屋久島全域であるものを除く指定文化財として、屋久島早崎海岸の鉱脈群が近傍に立地する（図 3.2-15 参照）。

また、事業実施区域周辺に分布する「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地の分布状況は図 3.2-15 及び表 3.2-56 に示すとおりである。

表 3.2-53 指定文化財の内容(国指定)

| 種別  | 区分      | 名称           | 所在地    | 指定年月日             |
|-----|---------|--------------|--------|-------------------|
| 記念物 | 特別天然記念物 | 屋久島スギ原始林     | 屋久島    | 昭和 29 年 3 月 20 日  |
|     | 天然記念物   | アカヒゲ         | 屋久島    | 昭和 45 年 1 月 23 日  |
|     |         | オカヤドカリ       | 屋久島    | 昭和 45 年 11 月 12 日 |
|     |         | カラスバト        | 屋久島    | 昭和 46 年 5 月 19 日  |
|     |         | アカコッコ        | 屋久島    | 昭和 50 年 2 月 13 日  |
|     |         | エラブオオコウモリ    | 口永良部島  | 昭和 50 年 2 月 13 日  |
|     |         | イイジマムシクイ     | 屋久島    | 昭和 50 年 6 月 26 日  |
|     |         | ヤクシマカワゴロモ生育地 | 一湊川・白川 | 平成 22 年 8 月 5 日   |

出典：統計屋久島町(令和 2 年度版)

表 3.2-54 指定文化財の内容(県指定)

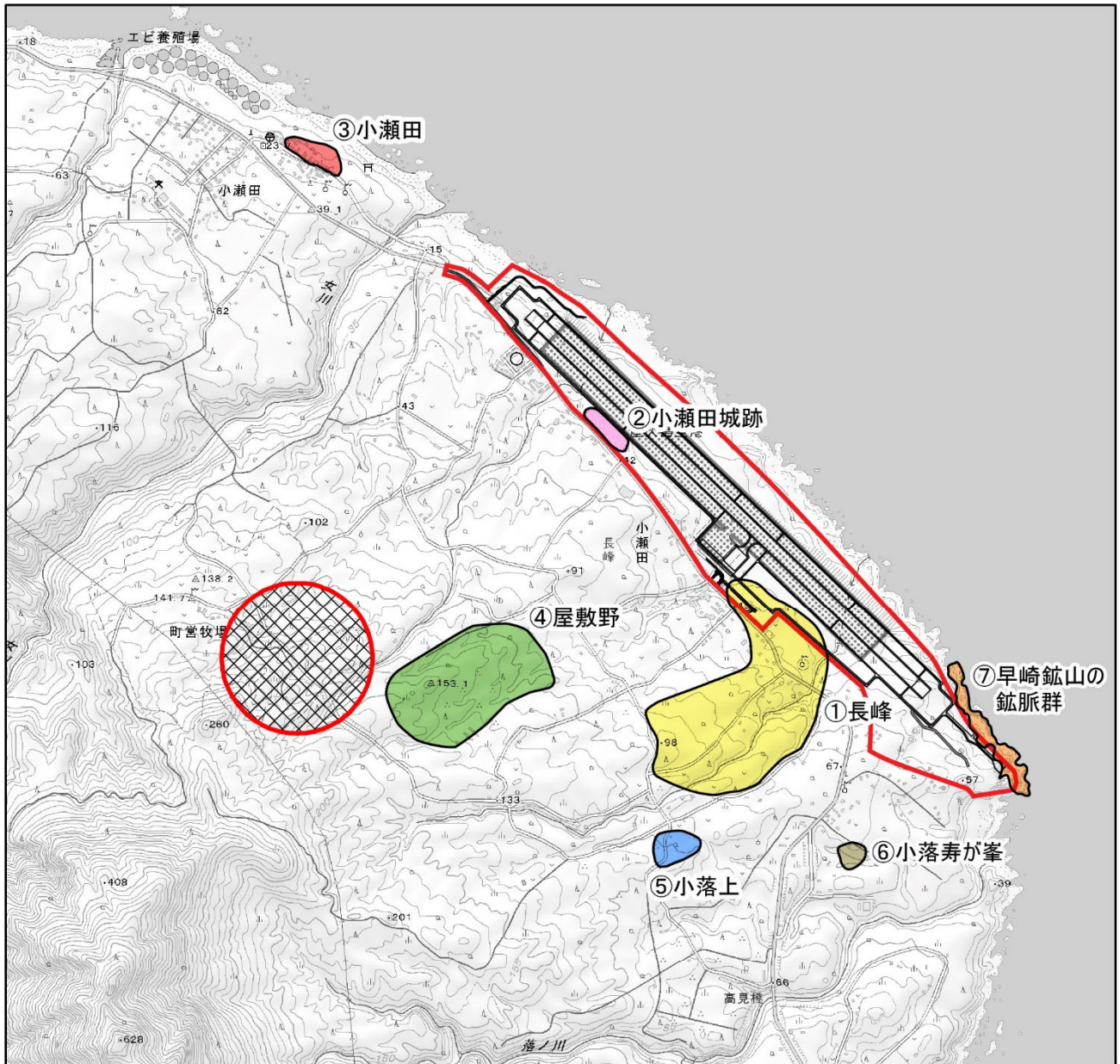
| 種別   | 区分    | 名称          | 所在地   | 指定年月日            |
|------|-------|-------------|-------|------------------|
| 記念物  | 史跡    | 泊如竹の墓       | 安房    | 昭和 36 年 8 月 16 日 |
| 民俗文化 | 無形    | 屋久島の如竹踊り    | 安房    | 平成 18 年 4 月 21 日 |
| 記念物  | 天然記念物 | ミシマサワガニ     | 口永良部島 | 平成 25 年 4 月 23 日 |
|      |       | 屋久島早崎海岸の鉱脈群 | 長峰    | 令和 2 年 4 月 28 日  |

出典：統計屋久島町(令和 2 年度版)

表 3.2-55 指定文化財の内容(町指定)

| 種別      | 区分           | 名称            | 所在地       | 指定年月日       |            |
|---------|--------------|---------------|-----------|-------------|------------|
| 有形文化    | 古文書          | 楠川区有文書        | 楠川        | 昭和48年8月20日  |            |
|         | 絵画           | 涅槃図           | 宮之浦       | 昭和52年3月5日   |            |
|         | 歴史資料         | 日蓮宗祖師等供養塔婆    | 永田字瀬戸ノ上   | 平成元年4月1日    |            |
|         |              | 天文十七年行善妙巖名五輪塔 | 永田字瀬戸ノ上   | 平成元年4月1日    |            |
|         |              | 道本銘供養塔        | 永田字後野釈迦堂  | 平成元年4月1日    |            |
|         |              | 法華経三千部供養塔     | 宮之浦字寺山    | 平成元年4月1日    |            |
|         |              | 島津義久第七回忌供養塔   | 宮之浦字寺山    | 平成元年4月1日    |            |
|         |              | 益救神社仁王像       | 宮之浦字水洗尻   | 平成元年4月1日    |            |
|         | 考古資料         | 本蓮寺鰐口         | 楠川字門前     | 平成元年4月1日    |            |
|         | 工芸品          | 顕寿寺梵鐘         | 永田字下宇都    | 平成元年4月1日    |            |
| 益救神社手水鉢 |              | 宮之浦字水洗尻       | 平成元年4月1日  |             |            |
| 建造物     | 正徳五年銘石灯籠     | 宮之浦字寺山        | 平成元年4月1日  |             |            |
| 民俗文化    | 有形           | 栗生共同墓地        | 栗生        | 平成3年3月31日   |            |
|         | 無形           | なぎなた踊り        | 麦生        | 昭和55年3月31日  |            |
|         |              | 湯泊笠踊り         | 湯泊        | 昭和56年9月30日  |            |
|         | 楠川盆踊り        | 楠川            | 平成26年1月1日 |             |            |
| 記念物     | 天然記念物        | スナズル          | 栗生西宮原     | 昭和45年11月16日 |            |
|         |              | ツキイゲ          | 栗生西宮原     | 昭和45年11月16日 |            |
|         |              | メヒルギ          | 栗生満泊      | 昭和45年11月16日 |            |
|         |              | カンノンチク        | 平内大山      | 昭和45年11月16日 |            |
|         |              | ポンカン原木        | 平内        | 昭和45年11月16日 |            |
|         |              | モダマ           | 安房城山      | 昭和45年11月16日 |            |
|         |              | ヒリュウシダ        | 原         | 昭和45年12月19日 |            |
|         |              | テンバイ          | 小島        | 昭和45年12月19日 |            |
|         |              | ガジュマル         | 中間上町      | 昭和45年12月19日 |            |
|         |              | ウミガメとタマゴ      | 栗生海岸      | 昭和46年5月24日  |            |
|         |              | キイレツチトリモチ     | 尾之間       | 昭和48年3月8日   |            |
|         |              | ヤッコウソウ        | 小島        | 昭和48年3月8日   |            |
|         |              | 枕状溶岩          | 田代川河口     | 昭和48年3月8日   |            |
|         |              | モリヘゴ          | 楠川字門前     | 平成8年2月26日   |            |
|         |              | クリオザサ         | 栗生        | 平成16年2月27日  |            |
|         |              | オオタニワタリ       | 湯泊・尾之間    | 平成16年2月27日  |            |
|         |              | 船行大杉          | 船行        | 平成16年2月27日  |            |
|         |              | ズーフィコス化石群     | 宮之浦字物ヶ峯   | 平成19年3月27日  |            |
|         |              | 史跡            | 檀那墓       | 宮之浦         | 昭和48年5月7日  |
|         |              |               | 如竹掘       | 安房          | 昭和56年9月30日 |
|         | 宮之浦城ヶ平城跡     |               | 宮之浦       | 昭和63年4月26日  |            |
|         | 牛床詣所         |               | 宮之浦字牛床    | 平成元年4月1日    |            |
|         | 永田嶽神社境内磨崖題目  |               | 永田字多々良    | 平成元年4月1日    |            |
|         | 楠川城跡         |               | 楠川字折山     | 平成7年11月21日  |            |
|         | 西村越前守平時安の墓   |               | 平内字大山     | 平成10年6月26日  |            |
|         | 相良市郎兵衛藤原長政の墓 |               | 平内字大山     | 平成10年6月26日  |            |

出典:統計屋久島町(令和2年度版)



凡例

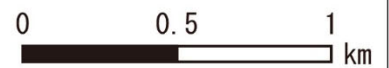
- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 現滑走路等
- 新滑走路等

埋蔵文化財包蔵地

- ①長峰
- ②小瀬田城跡
- ③小瀬田
- ④屋敷野
- ⑤小落上
- ⑥小落寿が峯

天然記念物

- ⑦早崎鉦山の鉦脈群



1:25,000



図 3.2-15 埋蔵文化財包蔵地・天然記念物の分布位置

表 3.2-56 事業実施区域周辺における周知の埋蔵文化財包蔵地

| 位置 | 遺跡名   | 所在地          | 地形 | 時代                 |
|----|-------|--------------|----|--------------------|
| ①  | 長峰    | 屋久島町小瀬田奉行野ほか | 海岸 | 縄文時代、縄文時代後期、縄文時代晩期 |
| ②  | 小瀬田城跡 | 屋久島町小瀬田城之平   | 海岸 | 中世                 |
| ③  | 小瀬田   | 屋久島町小瀬田上町ほか  | 海岸 |                    |
| ④  | 屋敷野   | 屋久島町小瀬田屋敷野   | 山地 | 古代                 |
| ⑤  | 小落上   | 屋久島町小瀬田小落上   | 海岸 | 縄文時代               |
| ⑥  | 小落寿ヶ峯 | 屋久島町小瀬田寿ヶ峯   | 海岸 | 縄文時代、中世            |

出典：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）、「鹿児島県文化財保護条例」（昭和 30 年鹿児島県条例第 48 号）、「屋久島町文化財保護条例」（平成 19 年屋久島町条例第 223 号）

注）表中の位置の欄の番号は図 3.2-15 内の番号を示す。

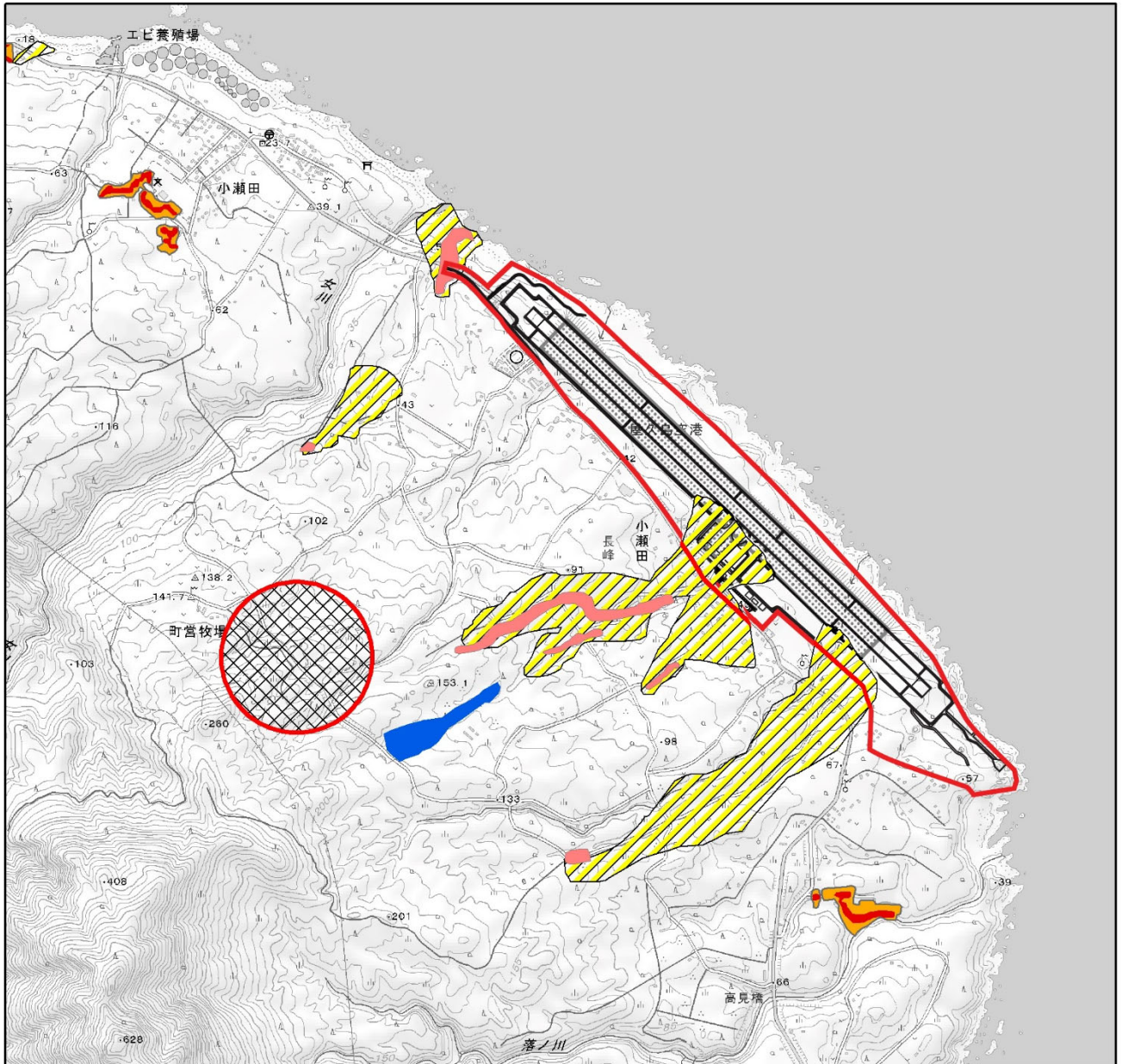
### 5) 災害防止に関する法律に基づく地域地区の指定状況

災害防止に係る指定地域等の状況は、表 3.2-57 及び図 3.2-16(1)～(2)に示すとおりである。対象事業実施区域において土砂災害危険箇所及び土石流危険溪流等が指定されている。

表 3.2-57 災害防止に係る指定地域等の状況

| 災害防止に係る主な法令                                     | 指定内容                   | 指定状況 |           |
|---|------------------------|------|-----------|
|   |                        | 屋久島町 | 対象事業実施区域内 |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) | 土砂災害警戒区域<br>土砂災害特別警戒区域 | ○    | ○         |
| 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)                            | 砂防指定地                  | ○    | ×         |
| 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)          | 急傾斜地崩壊危険区域             | ○    | ×         |
| 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)                       | 地すべり防止区域               | ×    | ×         |

注)指定状況において、○は存在すること、×は存在しないことを示す。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 砂防指定地
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 土石流
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 現滑走路等
- 新滑走路等

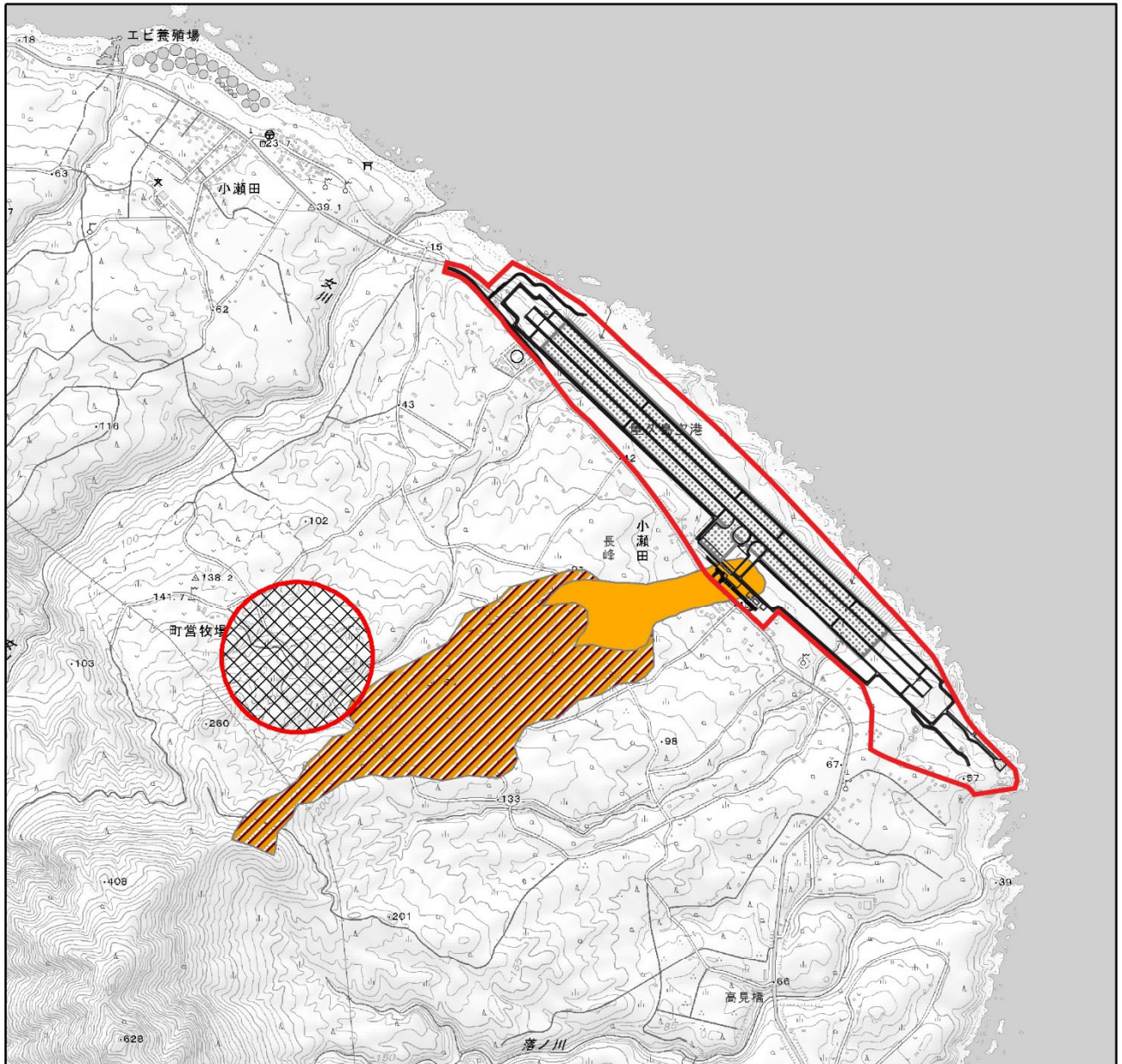
0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「砂防三法情報マップ」  
 〈<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/sabousannpou.html>〉  
 「土砂災害警戒区域等マップ」(鹿児島県ウェブサイト)より作成  
 〈<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/bosai/dosya/area/doshasaigaimappu.html>〉 令和2年6月2日閲覧

図 3.2-16(1) 災害防止に係る指定地域等の状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 現滑走路等
- 新滑走路等
- 土石流危険箇所
- 土石流危険渓流
- 土石流被害想定区域

0 0.5 1 km

1:25,000



出典：「土石流災害警戒区域等マップ」（鹿児島県ウェブサイト）より作成  
<http://www.pref.kagoshima.jp/ah08/bosai/dosya/area/dosyasaigaimappu.html>  
 令和2年6月2日閲覧

図 3.2-16(2) 災害防止に係る指定地域等の状況



### 3.2.8 その他の事項

#### 1) 公害苦情件数

屋久島町における公害苦情件数の状況は、表 3.2-58 に示すとおりである。屋久島町における公害苦情件数は平成 25 年において、騒音が 1 件(商業施設)であった。

表 3.2-58 屋久島町における公害苦情件数

|          | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | 典型7公害計 | 典型7公害以外 | 合計 |
|----------|------|------|------|----|----|------|----|--------|---------|----|
| 平成 25 年度 | 0    | 0    | 0    | 1  | 0  | 0    | 0  | 1      | 0       | 1  |
| 平成 26 年度 | 0    | 0    | 0    | 0  | 0  | 0    | 0  | 0      | 0       | 0  |
| 平成 27 年度 | 0    | 0    | 0    | 0  | 0  | 0    | 0  | 0      | 0       | 0  |
| 平成 28 年度 | 0    | 0    | 0    | 0  | 0  | 0    | 0  | 0      | 0       | 0  |
| 平成 29 年度 | 0    | 0    | 0    | 0  | 0  | 0    | 0  | 0      | 0       | 0  |
| 平成 30 年度 | 0    | 0    | 0    | 0  | 0  | 0    | 0  | 0      | 0       | 0  |
| 令和元年度    | 0    | 0    | 0    | 0  | 0  | 0    | 0  | 0      | 0       | 0  |

出典:環境白書(鹿児島県;平成 26 年~令和 2 年版資料編)

## 2) 国際締約

### (1) 世界遺産登録

屋久島において世界自然遺産に登録された区域を図 3.2-17 に示す。

世界遺産は、1972年のユネスコ総会において採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)にもとづいて世界遺産リストに登録された、人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」を持つ物件のことであり、遺跡、景観、自然などの移動が不可能な不動産やそれに準ずるものが対象となっている。

屋久島については、1993年に面積の20%にあたる約1万747haが、「ひとときをすごれた自然美及び美的な重要性をもつ最高の自然現象又は地域を含むもの」及び「陸上、淡水、沿岸及び海洋生態系と動植物群集の進化と発達において進行しつつある重要な生態学的、生物学的プロセスを示す顕著な見本であるもの」の基準を満たしたとみなされ登録がなされている。ただし、事業実施区域は世界遺産登録区域外である。

また、世界遺産登録された区域については、屋久島国立公園又は屋久島原生自然環境保全地域に指定されている。

### (2) ユネスコエコパーク

屋久島におけるユネスコエコパークの登録状況を図 3.2-18 に示す。

ユネスコエコパークは、ユネスコが実施する「人間と生物圏計画に基づき指定する生物圏保存地域」の日本における呼称であり、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的とし、自然の保護・保全だけでなく自然と人間社会の共生に重点を置いている。

屋久島については、1980年に屋久島の一部が登録されていたものの、ユネスコエコパークの機能に「経済と社会の発展」が追加され、その機能を果たす移行地域の追加設定が求められたことから、2016年に口永良部島を含む屋久島町全域に拡張して登録が決定している。なお、事業実施区域周辺は移行地域(居住区であり、漁業を含む地域社会や経済発展が図られる地域)に指定されている。

また、自然環境等の保護を目的とした核心地域及び緩衝地域に指定された区域については、屋久島国立公園に指定されている。



凡例

- 対象事業実施区域
- 対象事業実施区域(土砂採取区域)
- 現滑走路等
- 新滑走路等
- 世界遺産

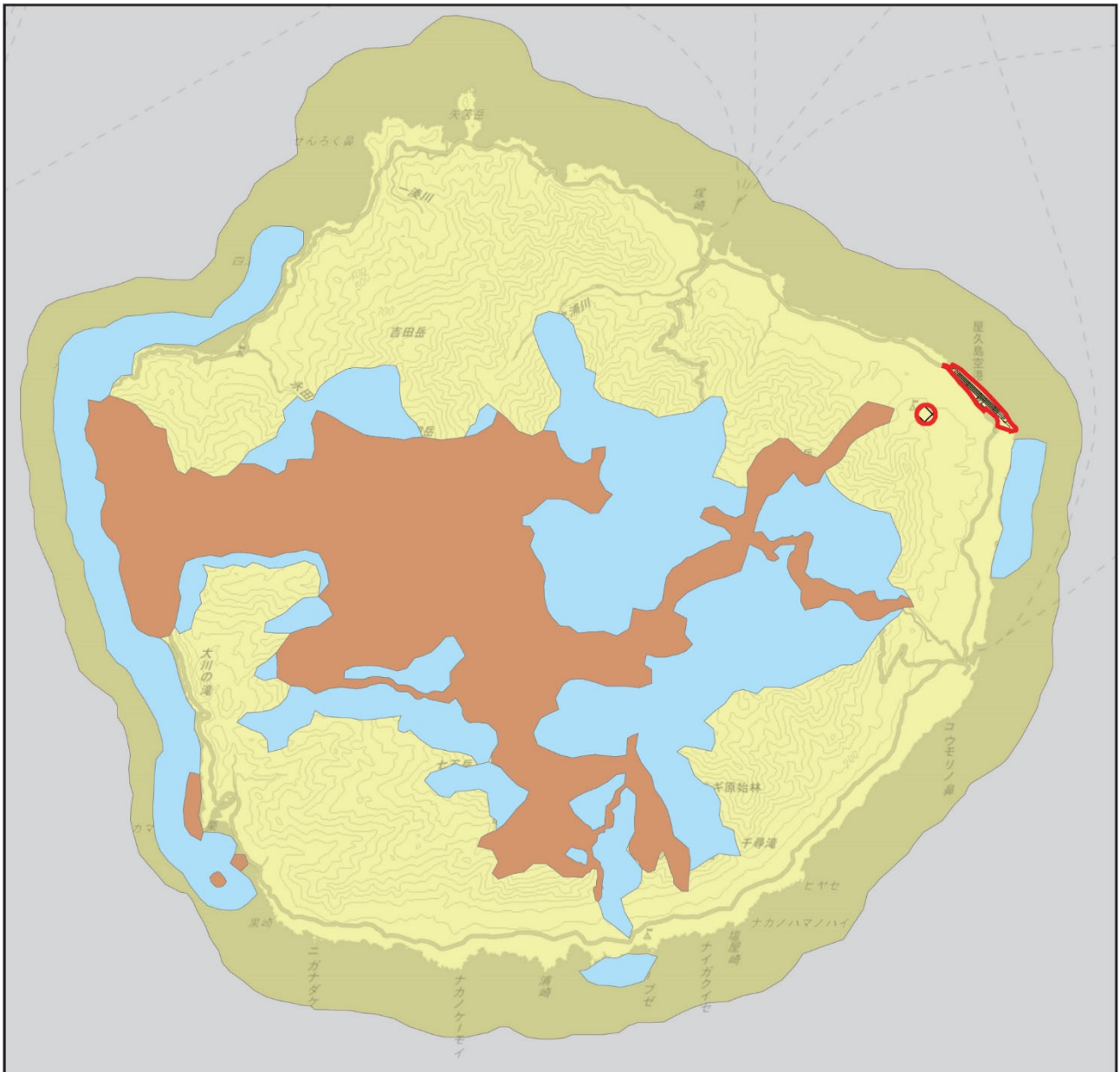
0 1 2 4 km

1:200,000










出典：屋久島世界遺産センターウェブページ  
 「屋久島世界自然遺産登録の効果と課題 (H26.10.25)」  
<https://www.env.go.jp/park/yakushima/ywhcc/wh/wh.htm>

図 3.2-17 世界遺産登録状況



凡例

-  対象事業実施区域
-  対象事業実施区域(土砂採取区域)
-  現滑走路等
-  新滑走路等
-  核心地域
-  緩衝地域
-  移行地域

0 1 2 4 km

1:200,000



出典：「日本ユネスコエコパークネットワーク」より作成

図 3.2-18 ユネスコエコパーク登録状況

3) 環境の保全に関する計画等

(1) 鹿児島県環境基本計画

鹿児島県は、21世紀を展望した環境行政の基本目標と環境保全施策の基本的方向性を明らかにした環境基本計画を平成10年に策定し、環境をめぐる状況の変化に合わせて、平成16年に1回目、平成23年に2回目の改定をおこなっている。

2回目の改定から10年が経過し、環境をめぐる情勢の変化や新たな課題などに適切に対応するため、令和3年3月に改訂を行っている。

計画期間は、現況（令和元年度）～目標（令和12年度）とされている。

鹿児島県環境基本計画の構成を図3.2-19に、鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧を表3.2-59(1)～(2)に示す。



出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県環境基本計画」

図 3.2-19 鹿児島県環境基本計画の構成

表 3.2-59(1) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

| 項目  |              | 現況<br>(令和元年度)      | 目標<br>(令和12年度)                 | 関連する主な<br>SDG s |      |
|---|--------------|--------------------|--------------------------------|-----------------|------|
| ①自然環境の保全・活用   |              |                    |                                | 6、11、14、15      |      |
| 自然公園  | 指定か所数        | 14                 | 18                             |                 |      |
|   | 指定面積         | 123,904.6ha        | 132,293ha                      |                 |      |
| 海域公園  | 指定か所数        | 26                 | 26                             |                 |      |
|   | 指定面積         | 8,542.3ha          | 8,542.3ha                      |                 |      |
| 保安林   | 指定面積         | 62,722ha           | 70,433ha                       |                 |      |
| 多自然川づくり整備か所数  |              | 46                 | 50                             |                 |      |
| ②緑の空間の保全・整備   |              |                    |                                | 11、15           |      |
| 都市公園等   | 指定面積         | 1,951.5ha          | 2,080.0ha                      |                 |      |
|   | 1人当たり面積      | 14.0m <sup>2</sup> | 14.8m <sup>2</sup>             |                 |      |
| 緑の基本計画策定市町村数  |              | 6                  | 都市区域を有する全市町村<br>(R3.3 現在:35市町) |                 |      |
| グリーンマスター認定者数  |              | 45人                | 50人                            |                 |      |
| ③水辺空間の保全・整備   |              |                    |                                | 11、14           |      |
| リバーフロント整備か所数  |              | 28                 | 32                             |                 |      |
| 親水護岸整備か所数   | 農業関係         | 28                 | 29                             |                 |      |
|   | 港湾関係         | 11                 | 13                             |                 |      |
| ④景観の形成  |              |                    |                                | 11              |      |
| 電線の地中化延長  | 県道           | 21,840m            | 25,440m                        |                 |      |
| ⑤大気環境の保全  |              |                    |                                | 3、11、12         |      |
| 大気汚染に係る環境基準の達成率<br>(※自然現象に起因する場合を除く)                    | 二酸化硫黄※       |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | 二酸化窒素        |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | 浮遊粒子状物質※     |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | 微小粒子状物質※     |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | 一酸化炭素        |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | ベンゼン         |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | トリクロロエチレン    |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | テトラクロロエチレン   |                    | 100%                           |                 | 100% |
| ジクロロメタン   |              | 100%               | 100%                           |                 |      |
| ⑥水環境の保全   |              |                    |                                | 3、6、11、12       |      |
| 水質汚濁に係る環境基準(生活環境項目)の達成率                                 | 河川           | BOD                | 95.3%                          |                 | 100% |
|   |              | 全亜鉛                | 100%                           |                 | 100% |
|   | 湖沼           | COD                | 75%                            |                 | 100% |
|   |              | 全りん                | 75%                            |                 | 100% |
|   |              | 全亜鉛                | 100%                           |                 | 100% |
|   | 海域           | COD                | 83.3%                          |                 | 100% |
| 全窒素   |              | 100%               | 100%                           |                 |      |
| 全りん   |              | 100%               | 100%                           |                 |      |
| 水質目標達成率   | 鹿児島湾         | COD                | 81.3%                          |                 | 100% |
|   |              | 窒素                 | 100%                           |                 | 100% |
|   |              | りん                 | 100%                           |                 | 100% |
|   | 池田湖          | COD                | 100%                           |                 | 100% |
|   |              | 窒素                 | 100%                           |                 | 100% |
|   |              | りん                 | 100%                           |                 | 100% |
| 海水浴場としての適合率   |              | 100%               | 100%                           |                 |      |
| 汚水処理人口普及率(※「かごしま生活排水処理高層2019(H31.3)」により、将来像100%(設定年度なし) |              | 81.1%<br>(平成30年度末) | 100%<br>(将来像)※                 |                 |      |
| ⑦騒音・振動、悪臭等の防止   |              |                    |                                | 11              |      |
| 騒音に係る環境基準の達成率   | 騒音(一般)       |                    | 89.3%                          |                 | 100% |
|   | 騒音(道路に面する地域) |                    | 92.8%                          |                 | 100% |
|   | 航空機騒音        |                    | 100%                           |                 | 100% |
|   | 新幹線騒音        |                    | 81.8%                          |                 | 100% |

表 3.2-59(2) 鹿児島県環境基本計画の目標の環境指標一覧

| 項目                          | 現況<br>(令和元年度)      | 目標<br>(令和12年度)  | 関連する主な<br>SDG s |      |
|-----------------------------|--------------------|-----------------|-----------------|------|
| ⑧化学物質の環境安全管理                |                    |                 | 3、6、11、12       |      |
| ダイオキシン類に係る環境基準の達成率          | 大気                 | 100%            |                 | 100% |
|                             | 公共用水(水質)           | 100%            |                 | 100% |
|                             | 公共用水(底質)           | 100%            |                 | 100% |
|                             | 地下水質               | 100%            |                 | 100% |
|                             | 土壌                 | 100%            |                 | 100% |
| ダイオキシン類排出量見込み               | 1.9g-TEQ/年         | 2.2g-TEQ/年以下    |                 |      |
| ⑨温室効果ガス排出削減対策の推進            |                    |                 | 7、11、13         |      |
| 温室効果ガス排出量(森林吸収分を含む)         | 1,092万トン(平成29年度)   | 1,015万トン        |                 |      |
| 地方公共団体実行計画策定市町村数            | 42                 | 全市町村            |                 |      |
| ⑩循環型社会の形成                   |                    |                 | 11、12           |      |
| 一般廃棄物排出量(総量)                | 532千トン(令和2年度推計値)   | 483千トン(令和7年度)   |                 |      |
| 一般廃棄物排出量(一人一日当たり)           | 918g(令和2年度推計値)     | 875g(令和7年度)     |                 |      |
| 一般廃棄物リサイクル率                 | 16.4%(令和2年度推計値)    | 23.4%(令和7年度)    |                 |      |
| 一般廃棄物最終処分量                  | 59千トン(令和2年度推計値)    | 47千トン(令和7年度)    |                 |      |
| 産業廃棄物排出量                    | 8,170千トン(令和2年度推計値) | 8,170千トン(令和7年度) |                 |      |
| 産業廃棄物再利用率(農業を除く)            | 63.9%(令和2年度推計値)    | 63.9%(令和7年度)    |                 |      |
| 産業廃棄物最終処分量(農業を除く)           | 86千トン(令和2年度推計値)    | 86千トン(令和7年度)    |                 |      |
| 農業用廃プラスチック類再生処理率            | 85%                | 95%             |                 |      |
| 建設廃棄物再資源化率(アスファルト・コンクリート塊)  | 100%               | 100%            |                 |      |
| 建設廃棄物再資源率(コンクリート塊)          | 100%               | 100%            |                 |      |
| 環境物品などの調達方針(グリーン調達方針)策定市町村数 | 19                 | 全市町村            |                 |      |
| ⑪再生可能エネルギー導入の促進(目標値は令和4年度末) |                    |                 |                 | 7、12 |
| 太陽光発電                       | 1,981,963kw        | 2,970,000kw     |                 |      |
| 風力発電                        | 266,539kw          | 371,000kw       |                 |      |
| 水力発電                        | 263,523kw          | 277,000kw       |                 |      |
| 地熱発電                        | 66,795kw           | 71,000kw        |                 |      |
| バイオマス発電                     | 139,045kw          | 228,000kw       |                 |      |
| 海洋エネルギー発電                   | —                  | 導入事例を数例作る       |                 |      |
| 太陽熱利用                       | 44,027kL           | 44,000kL        |                 |      |
| バイオマス熱利用                    | 115,300kL          | 168,000kL       |                 |      |
| 温泉熱利用                       | —                  | 導入事例を増やす        |                 |      |
| 地中熱利用                       | 182kL              | 300kL           |                 |      |
| バイオマス燃料製造                   | 152kL              | 500kL           |                 |      |
| ⑫環境教育・環境学習の推進               |                    |                 | 4、12、13、17      |      |
| こどもエコクラブ設置市町村数              | 37                 | 全市町村            |                 |      |
| グリーンマスター認定者                 | 45人                | 50人             |                 |      |
| ⑬環境と調和した農業の推進               |                    |                 | 11、12           |      |
| 家畜排せつ物適正処理仕向量率              | 92.7%              | 98%             |                 |      |

【鹿児島県環境基本計画の環境指標に関連する主なSDG s】



## (2) 景観計画

### ア. 鹿児島県景観形成基本方針

鹿児島県景観形成基本方針では、表 3.2-60 に示すとおり、4つのゾーン別に景観形成を図っている。

表 3.2-60 鹿児島県景観形成基本方針

| ゾーン区分     | 景観形成の視点                             |
|-----------|-------------------------------------|
| 桜島・錦江湾ゾーン | 調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり |
| 霧島ゾーン     | 高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり       |
| 屋久島ゾーン    | 世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり   |
| 奄美ゾーン     | 島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり     |

出典:鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県景観形成基本方針」(平成20年3月鹿児島県)

### イ. 屋久島町ふるさと景観計画

屋久島町ふるさと景観計画本方針では、表 3.2-61 に示すとおり、6つのゾーン別に景観形成を図っている。事業実施区域周辺は東部ゾーンに該当する。

また、対象事業実施区域に隣接する主要地方道上屋久屋久線は景観重要公共施設(景観重要道路)として位置づけられ、以下の方針が示されている。

[景観重要公共施設の整備に関する方針(景観重要道路)]

- 歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。
- 島を一周できる唯一の生活路線及び観光地等に通じる路線であり、風格ある景観の形成とにぎわいのある創出につながる整備を行う。
- 潤いや安らぎのある景観を形成するため、街路樹や植栽等の自然と調和した花木のまちづくりを推進し、適正な維持・管理を図る。
- 車道及び歩道の仕上げや交通安全施設、標識などは、沿道の建築物等によるまちなみが映えるデザイン、色彩に配慮する。



表 3.2-61 屋久島ふるさと景観計画 地域別の景観形成の方針

| ゾーン区分   | 対象  | 景観形成の方針   |
|---------|---|---|
| 集落ゾーン   | 全集落                                       | 集落を形成する地域は、南国の島らしい魅力ある四季折々の花木の景観を創出し、生活環境や道路環境づくりを推進し、「花の香り漂うまちづくり・蝶の舞う里づくり」を目指し、自然と調和のとれた個性ある美しい花木の景観に努める。   |
| 北部ゾーン   | 永田・吉田・一湊集落                                | 当地域は、ぼんかん・たんかん、お茶等を中心とした農業と、一湊漁港を中心とした「屋久サバ」等の漁業などが行われ、白い浜辺と東シナ海の眺望を臨む美しい海岸線が広がる集落地である。また、永田いなか浜はウミガメの産卵地としての自然環境の景観を形成していることから、美しい砂浜や海岸線、ウミガメの産卵地などの自然環境を保全・活用した景観づくりに努める。   |
| 東部ゾーン   | 志戸子・宮之浦・楠川・榊川・小瀬田・長峰・永久保・船行・松峯・安房・春牧・平野集落 | 当地域は、港湾や空港など町と島外とを結ぶ交通の拠点地域となつているとともに、主な市街地の形成もみられることから、島の玄関として港湾や空港から市街地まで一体感ある、屋久島らしさを実感できる景観づくりに努める。   |
| 南部ゾーン   | 高平・麦生・原・尾之間・小島・平内・湯泊・中間・栗生集落              | 当地域は、温暖な気象条件を利用した本町の基幹作物であるぼんかん・たんかんを中心とした農業の生産が盛んな地域であり、樹園地や田園風景を形成している。また、温泉資源にも恵まれており、島民や来島者がくつろぎや安らぎを感じることができ景観を形成していることから、緑あふれる森と魅力ある農村風景、恵まれた温泉資源などの自然と調和のとれた景観づくりに努める。 |
| 西部ゾーン   | 栗生・永田集落の一部                                | 当地域は、西部林道及び沿道エリアであり、世界自然遺産の地域に属する自然保護エリアを形成していることから、西部林道から見る自然林と海岸線の美しい自然景観づくりに努める。   |
| 口永良部ゾーン | 本村・湯向集落                                   | 当地域は、霧島火山帯に属する火山島であり、島全体が主に溶岩や火山灰からなり、自然放牧による畜産と漁業などが行われている地域である。また、島の至るところに良質な温泉が湧き出し、島民の交流・憩いの場を形成していることから、雄大な自然と火山島を保全・活用した景観づくりに努める。                                      |

出典：「屋久島町ふるさと景観計画」（平成 26 年 1 月屋久島町）

### (3) 地球温暖化対策実行計画

#### ア. 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

鹿児島県地球温暖化対策実行計画による施策の概要は表 3.2-62 に示すとおりである。

表 3.2-62 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

|  |
|--|
| <p>【計画期間】<br/>2023(令和5)年度から2030年度までの8年間とし、基準年度を2013(平成25)年度、目標年度を2030年度とする。</p>  |
| <p>【目標】<br/>2030年度までに2013年度比で温室効果ガス排出量を37%削減させ、森林吸収による削減効果を合わせて46%削減させることとする。</p>  |
| <p>【取り組む施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な事業者の排出削減の取組促進</li> <li>・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入の促進</li> <li>・徹底的なエネルギー管理の促進</li> </ul> </li> <li>○業務その他部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な事業者の排出削減の取組促進</li> <li>・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入の促進</li> <li>・建築物における温暖化対策の推進</li> <li>・徹底的なエネルギー管理の促進</li> </ul> </li> <li>○家庭部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入の促進</li> <li>・住宅における温暖化対策の推進</li> <li>・節電等による電気・ガス等の使用量削減</li> </ul> </li> <li>○運輸部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な事業者の排出削減の取組促進</li> <li>・エコドライブの普及促進・次世代自動車の導入促進</li> <li>・脱炭素物流の促進</li> <li>・公共交通機関や自動車の利用促進等</li> <li>・道路交通流対策の促進</li> <li>・港湾・空港における取組の促進</li> </ul> </li> <li>○温室効果ガスの排出削減対策(エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の発生抑制等の取組促進</li> <li>・焼却施設における熱回収・発電の促進</li> <li>・環境との調和に配慮した農業等の推進</li> <li>・バイオ燃料への利用促進</li> <li>・代替フロン等4ガスの適正な回収処理等の促進</li> </ul> </li> <li>○温室効果ガスの吸収源対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備・保全の推進</li> <li>・県産材の利用拡大・供給体制の強化</li> <li>・都市緑化等の推進</li> <li>・藻場の維持・保全の推進</li> </ul> </li> <li>○部門・分野横断的対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球環境を守るかごしま県民運動の推進</li> <li>・カーボン・オフセット制度の普及促進</li> <li>・地球の特性を生かした地産地消型の再生可能エネルギーの導入促進</li> <li>・水素利活用の推進</li> <li>・環境マネジメントシステムの普及促進</li> <li>・飼料自給率の向上</li> <li>・県内企業における脱炭素経済社会への対応の促進</li> <li>・地球温暖化対策に関する県民一人ひとりの理解と行動変容の促進</li> <li>・環境教育・環境学習の促進</li> <li>・県の率先的取組</li> <li>・国や市町村との連携</li> <li>・民間企業・団体との連携</li> <li>・県地球温暖化防止活動推進センターとの連携</li> </ul> </li> </ul> |

出典:鹿児島県HP「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」(令和5年3月 鹿児島県)

#### (4) 廃棄物処理計画

##### ア. 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県廃棄物処理計画による施策の概要は表 3.2-63 に示すとおりである。

表 3.2-63 鹿児島県廃棄物処理計画

|   |                    |          |
|---|--------------------|----------|
| 【計画の期間】 令和3年度から令和7年度までの5年間<br>※廃棄物を取り巻く情勢に大きな変化が生じた場合には必要に応じて見直し。 |                    |          |
| 【計画の目標】   |                    |          |
| 項目  | 令和2年度推計値           | 令和7年度目標値 |
| 1. 一般廃棄物  |                    |          |
| 総排出量  | 532千トン             | 483千トン   |
| 1人一日当たり排出量  | 918g               | 875g     |
| リサイクル率  | 16.4%              | 23.4%    |
| 最終処分量   | 59千トン              | 47千トン    |
| 2. 産業廃棄物  |                    |          |
| 総排出量  | 8,170千トン           | 8,170千トン |
| リサイクル率(農業を除く)   | 63.9%              | 63.9%    |
| 最終処分量(農業を除く)  | 86千トン              | 86千トン    |
| 【主な施策】  |                    |          |
| 1. 一般廃棄物  |                    |          |
| (1) ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進  |                    |          |
| ・排出抑制の促進  | ・食品ロスの削減           |          |
| ・再生素材等の利用促進   | ・容器包装リサイクルの促進      |          |
| ・家電、小型家電リサイクルの促進  | ・自動車リサイクルの促進       |          |
| ・生ごみなどのリサイクルの促進   | ・食品リサイクルの促進        |          |
| ・その他の品目のリサイクルの促進  |                    |          |
| (2) 廃棄物処理体制の整備  |                    |          |
| ・ごみの広域処理の促進   | ・一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底 |          |
| ・廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進   |                    |          |
| (3) 適正処理の促進   |                    |          |
| ・不法投棄の防止  | ・地域環境衛生団体の育成       |          |
| ・市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言・家電の適正処理                                    |                    |          |
| (4) し尿処理の促進   |                    |          |
| ・し尿処理施設による処理の促進   | ・浄化槽によるし尿処理の適正化    |          |
| (5) 普及啓発及び情報公開の促進   |                    |          |
| ・県民への普及啓発   | ・情報公開の推進           |          |
| 2. 産業廃棄物  |                    |          |
| (1) 排出抑制、減量化、リサイクルの推進   |                    |          |
| ・排出事業者への指導  | ・リサイクル製品の市場拡大      |          |
| ・排出抑制・リサイクル等の取組への支援   | ・公共事業等におけるリサイクルの推進 |          |
| ・食品リサイクルの推進   | ・資源循環関連企業の立地促進     |          |
| (2) 廃棄物処理施設の整備促進  |                    |          |
| ・県内完結型の産業廃棄物処理の推進   | ・中間処理施設の整備         |          |
| ・安定型最終処分場の整備  | ・管理型最終処分場の整備       |          |
| (3) 適正処理の推進   |                    |          |
| ・排出事業者処理責任の徹底   | ・電子マニフェスト制度の普及     |          |
| ・優良な処理業者の育成   | ・監視指導の徹底           |          |
| ・不法投棄の撲滅  | ・県外産業廃棄物の適正処理      |          |
| (4) 普及啓発及び情報公開の推進   |                    |          |
| ・県民への普及啓発   | ・情報公開の推進           |          |
| (5) その他個別取組項目   |                    |          |
| ・動物のふん尿   | ・農業用廃プラスチック類       |          |
| ・建設系産業廃棄物   | ・焼酎粕               |          |
| ・PCB廃棄物   | ・その他の特別管理産業廃棄物     |          |
| 3. 災害廃棄物等の処理対策  |                    |          |
| 4. 離島地域のリサイクルの促進  |                    |          |
| 5. 漂流ごみ対策   |                    |          |
| 6. 地域循環圏の構築   |                    |          |
| 7. プラスチックごみ削減の推進  |                    |          |

出典:鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」令和3年3月 鹿児島県)

## イ. 廃棄物処理施設の状況

屋久島町の産業廃棄物処分許可業者を表 3.2-64 に示す。

屋久島町には、6つの中間処理業者が登録されている。

表 3.2-64 産業廃棄物処分許可業者

| 名称                | 住所又は本店所在地                               | 処理内容                             | 取扱い産業廃棄物                  | 認可年月日<br>有効期限                        |
|-------------------|---|----------------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 屋久島リサイクル株式会社      | 鹿児島県熊毛郡<br>屋久島町志戸子<br>1 2 7 7 番地 5      | 中間(破砕)                           | ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類     | 令和 1 年 8 月 12 日<br>令和 6 年 8 月 11 日   |
| 株式会社<br>川田商会      | 鹿児島県熊毛郡<br>屋久島町船行 1<br>0 4 6 番地 5 1     | 中間(圧縮・切断)<br>中間(破砕・減容)<br>中間(油化) | 廃プラスチック類                  | 平成 29 年 1 月 16 日<br>令和 4 年 1 月 15 日  |
|                   |   | 中間(圧縮・切断)                        | 金属くず                      |                                      |
| 有限会社屋久島<br>地力センター | 鹿児島県熊毛郡<br>屋久島町小瀬田<br>1 5 0 8 番地 2      | 中間(堆肥化)                          | 廃酸、木くず、<br>動物性残さ、動物のふん尿   | 令和 4 年 11 月 8 日<br>令和 9 年 11 月 7 日   |
| 有限会社上屋久<br>清掃社    | 鹿児島県熊毛郡<br>屋久島町楠川 1<br>9 7 番地           | 中間(減容)                           | 廃プラスチック類                  | 令和 2 年 2 月 4 日<br>令和 7 年 2 月 3 日     |
| 緒方健太              | 鹿児島県熊毛郡<br>屋久島町船行 5<br>9 8 番地 2         | 中間(破砕)                           | がれき類                      | 令和 4 年 10 月 12 日<br>令和 9 年 10 月 11 日 |
| 株式会社<br>小池建設      | 鹿児島県熊毛郡<br>屋久島町宮之浦<br>2 4 3 7 番地 3<br>0 | 中間(破砕)                           | ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、木くず | 令和 3 年 12 月 13 日<br>令和 8 年 12 月 12 日 |

注) 令和 5 年 3 月 31 日現在

出典:鹿児島県ウェブサイト「産業廃棄物処分業者許可業者一覧」

#### (5) 「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～の概要

屋久島町では、令和元年に「わたしたちのまちの未来」を掲げた第二次振興計画が策定され、重点目標として「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」を掲げている。計画期間は2019年度～2028年度となっている。第二次振興計画の概要と基本計画を表3.2-65及び基本計画①～④に示す。

この第二次屋久島町振興計画は、住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を実施し、住民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方針を定めることを目的としている。

表 3.2-65 「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～の概要

##### 【基本理念】

|   |
|---|
| 『悠久の流れの中で、自然と共に生きる知恵と多様な集落の文化がとけあい、人々の営みが循環・持続していくまち』を目指します |
| 1. 自然と共に生き、あらゆるものが循環する暮らしと営みを守り、持続させ、育んでいきます                |
| 2. 多様性のある暮らし、多様な集落の文化を持続していきます                              |
| 3. あらゆる人が輝き、住民自らの手で作る屋久島スタイルのまちづくりを進めていきます                  |

出典：屋久島町ウェブサイト「わたしたちのまちの未来」～第二次振興計画基本構想～

【基本計画①】

| テーマ                     | 課題  | 方針   | 施策   | 目標  |
|-------------------------|---|--|--|---|
| 住民の結びつきを強くする            | 行政からの情報発信(提供)と、意見公募等の双方向のシステムの構築の不足<br>☆話し合いの機会が少なく、住民間や行政との意見交換のしにくさ | 行政からの情報発信と、住民からの意見を聴く双方向の体制を充実させ、人情豊かなまちづくりに繋げていく為には、住民と行政が協働する、政策立案段階における定期的な話し合いの場が必要です。<br>そのような活動を地道に繰り返すことで、住民と行政の信頼関係を強固にし、町全体でひとつの目標に向かっていく事が肝要です。  | ☆まちづくりミーティング等、定期的な話し合いの開催に取り組みます。<br>・町報、ホームページ、公式SNS等により定期的な情報発信を行い、住民の関心を深める工夫を行います。   | ・まちづくりミーティングの開催<br>・町報発行: 1回/月<br>・ホームページのアクセス数の増加<br>・SNSフォロワー数: 約1,000→延べ5,000フォロワー |
|                         | 住民の協働による防災・防犯体制の整備<br>☆防災備品の充実<br>☆口永良部島の降灰や硫黄臭対策が十分でない               | 近年、大規模な災害が頻発しており、地域コミュニティを基軸とした自助・共助・公助の理解が重要視されている。有事の際に真に命を守る防災を目指し、地域コミュニティと行政が協働した防災意識の醸成が必要です。<br>また、近年噴火を繰り返している口永良部島についても、火山島としての正しい理解のもと、有事の際には迅速に避難できる体制を整える等、地域の生活に密着した防災のあり方を検討していきます。  | ☆口永良部島の降灰対策を検討します。<br>☆津波や土砂災害を想定した防災マップの作成に取り組みます。<br>☆災害の種類に応じた指定避難所の見直し及び指定緊急避難所の指定を行います。<br>☆南海トラフ等大規模災害を想定し、家庭や公共施設で備蓄できるよう、リストの作成及び周知を図ります。  | ・集落と協力し、避難訓練の実施<br>・広報誌やホームページによる備蓄リスト等防災情報の発信  |
| 出生から老後まで安心して暮らせる仕組みをつくる | 地域包括ケアシステムの深化・推進  | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていく為には、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要です。特に、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域包括支援センターが中心となり、地域包括ケアシステムの構築を進めていく必要があります。 | ☆各集落単位での高齢者交流サロン事業の展開と支援を検討します。<br>・自立支援、介護予防、重度化防止への取り組みを推進します。<br>・在宅医療、介護連携を推進します。<br>・地域ケア会議の充実を図ります。<br>・認知症施策を総合的に推進します。<br>・生活支援体制を整備します。<br>・住まいや生活環境等を整備します。<br>・地域活動や社会参加の促進を図ります。 |   |

【基本計画②】

| テーマ                     | 課題  | 方針  | 施策  | 目標  |
|-------------------------|---|---|---|---|
| 出生から老後まで安心して暮らせる仕組みをつくる | ☆少子化への対策  | 少子化の進行を止めることは難しいですが、屋久島町の環境を最大限に活用し、安心して子育てができるよう、子育て世代の受け入れ体制整備を行うことで、地域コミュニティの維持を図らなければなりません。<br>それと同時に、子ども達が出郷しても、また島に帰ってきて子育てがしたいと思えるよう、周知を図りながら子育て支援策を構築する必要があります。   | ☆子育てのしやすい環境整備に取り組みます。<br>☆出産祝い金を3人目から増額できるよう検討します。<br>・町外からの子育て世帯を受け入れられるよう、働きながら子育てができる体制を構築します。<br>☆小児科を常設できるよう関係機関と協議します。        | ・学童保育所設置の促進<br>・保育料の無償化への取り組み               |
| 町の魅力を引き出し、働き甲斐をつくる      | 屋久島材の付加価値、森林の価値向上の推進                                    | 屋久島は、屋久杉に代表される杉の産地であり森林資源も充実しており、資源の有効活用による健全で持続可能な森林経営が求められています。<br>これまで、森林面積の約8割が国有林、約2割が民有林の森林形態であることを鑑み、民国連携による森林整備等を実施してきました。また、屋久島材活用の為に、香りや強度といった地杉の特徴を活かした木材調達及び内容整理を行ってきました。<br>今後は、育成期から利用期に移行しつつあるスギ人工林や、様々な樹種を有する広葉樹の有効活用を図る観点からも、地杉製品等の開発や販路拡大など屋久島材の魅力を消費者へ普及する取組を実施することで、林業及び木材産業の発展による地域活性化を図ります。 | ☆広葉樹を活用した製品開発を検討します。<br>・屋久島地杉を活用した新商品開発に取り組みます。  | ・屋久島地杉の島外出荷量:10,000m<br>・屋久島地杉の床板出荷量:8,000m |
|                         | 自然環境に配慮した施設の維持管理や、自然の利用に関するルールの明確化                      | 本町が有する類稀な自然環境の保全と活用について、関係機関等と連携しながら独自の観光のルールやマナーを確立し、次世代へ受け継げるよう、持続可能な観光を目指します。また、多様化するニーズにも配慮しながら、老朽化する施設の維持管理や、管理する人材が不足しないよう対応します。  | ☆自然や景観に配慮した登山道の整備を検討します。<br>・環境学習、教育、エコツアーの利用を推進します。<br>・人と自然の共生を目的としたルールの検討、導入を図ります。<br>・屋久島町公認ガイドの利用促進を図ります。<br>・入山協力金の啓発に取り組みます。 | ・町が管理している登山道の整備<br>・屋久島町公認ガイド数の増加           |
| 安全で快適な暮らしを守る            | 情報ネットワークシステムの整備の遅れ<br>☆携帯機器の通信が遅い<br>☆インターネットの通信環境が良くない | 本町では、光通信が未整備であることから、大容量の情報通信が実施しにくく、他地域と比べ情報通信格差が生じています。情報通信格差は、住民の日常生活のみならず、企業活動を行う上でも障害となっている為、令和元年から高度無線環境整備推進事業を活用し、光通信網の整備を行います。<br>光通信を導入することで、住民生活、企業誘致、インバウンド等の観光対策等、あらゆる面で、全国標準の地域情報化の推進を図ります。   | ☆各集落へのフリーWi-Fi設置を検討します。<br>☆学校におけるタブレット学習に向け取り組みます。<br>・光通信を活用した企業の誘致を行います。<br>・町内の各事業者へ、情報ネットワークを活用した事業展開の研修会等を実施します。              | ・光通信の整備:町内一円<br>・情報通信系企業の誘致:1件              |

【基本計画③】

| テーマ              | 課題   | 方針  | 施策   | 目標  |
|------------------|--|---|--|---|
| 安全で快適な暮らしを守る     | 屋久島空港のジェット化の早期実現   | 屋久島空港については、これまで屋久島空港利用促進協議会等を通じて滑走路延伸等を要望し、ジェット化に向けた取り組みを行っています。近年では本町への入込客数も伸び悩んでいることから、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。<br>また、屋久島空港のジェット化により首都圏への直通が可能になれば、観光面のみならず、物流面でも恩恵があることは明白であることから、関係機関と連携を深め確実に進めていく事が重要です。   | 関係機関と連携し、空港ジェット化に向けた協議を行うほか、屋久島の玄関口として相応しい空港ターミナルの整備を検討します。  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋久島空港滑走路延伸の早期事業推進化</li> <li>・屋久島空港ターミナル改修に向けた取り組み</li> </ul>                      |
| 一生学び、切磋琢磨する環境づくり | 家庭・学校・地域が協働した学びの環境づくり<br>☆島に高校が一つしかなく、通学が不便な為島外に子どもが出て行ってしまふ<br>☆屋久島高校のPRが不足している | 家庭・学校・地域が協働して、自然と歴史と人に学ぶ教育活動を推進し、地域の課題を自ら解決する為の学習の推進とコミュニティ活動を充実させることで、家庭教育と学校教育の連携を図り、子ども達が家庭・学校・地域全体で見守られる仕組みを構築します。<br>また、町内唯一の高等学校である屋久島高校の維持・存続の為、屋久島・ロ永良部島ユネスコエコパークを活用したESDの推進や修学旅行の誘致、屋久島・ロ永良部島をフィールドに活動する大学生との交流等の機会を設けるなど、屋久島高校の魅力を作り出すことを目指します。<br>※ESD・・・「持続可能な開発の為の教育」<br>現代社会の課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことで、解決に繋がる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。 | ☆児童生徒、学生と地域の繋がりを増やし、地域のPRを図ります。<br>☆中高校生への進路学習会や、キャリア教育に向け取り組みます。<br>☆行政と集落が協働し環境系大学のサテライトキャンパスの誘致を検討します。<br>・各校でESDを推進し、人格の発達や責任感等の人間性の育成に取り組みます。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高校生と屋久島をフィールドにする大学生・研究者との交流事業の実施</li> <li>・屋久島高校スクールバス支援対策事業の継続、拡充の検討</li> </ul> |
|                  | 学習環境、スポーツ環境の整備   | 児童、生徒が勉学に集中し、学習能力を向上させる為、学校設備や学習環境の整備を図ります。<br>また、スポーツ環境についても、施設の整備・維持管理と共に、プロ選手等の指導を受けられる機会を設けるなど、ソフト面の支援についても実施を検討していきます。   | ☆各校へのエアコンの設置に向け、取り組みます。<br>☆既存設備の整備を検討します。<br>・各スポーツの講習会、スポーツ教室の開催に取り組みます。<br>・地域コミュニティと連携した学習教室等の設置を図ります。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校へのエアコンの整備:全校</li> <li>・スポーツ等の講習会、スポーツ教室等の実施</li> </ul>                         |



【基本計画④】

| テーマ                        | 課題   | 方針   | 施策   | 目標   |
|----------------------------|--|--|--|--|
| 水と緑を大切にし、人と自然が触れ合う環境づくり    | 山岳部での携帯トイレ移行に向けた周知・インフラ整備の不足                                 | 屋久島は 1993 年に世界自然遺産に登録され、自然環境を保全する為入山協力金を財源に、山岳トイレのし尿を人力搬出しています。山中の既設トイレの負担を軽減する為、将来携帯トイレに移行する準備として、十分な広報、トイレブースの整備、回収、処理システムの構築を検討します。   | ☆山のトイレを携帯トイレに一本化するよう検討します。<br>・将来的に携帯トイレに一本化する為、検討会等を実施し、協力金制度等についても再度検討を行います。                       | ・使用済み携帯トイレの回収数:10%増                          |
|                            | 新たなゴミ処理施設の建設と、屋久島町に相応しく住民が取り組みやすいゴミ分別の方法の検討                  | 現在のゴミ処理施設は、老朽化等による維持管理費が高騰し、財政負担となっていることから、経済的なゴミ処理が可能で、安全で安定したゴミ処理施設の早期完成を目指し、検討を進めます。<br>また、地域のゴミ出しにおいては、分かりやすい表示や広報の実施、分別方法の研修会の開催等、住民が取り組み易いゴミ分別のシステムを検討します。   | ☆ステーションへのゴミの出し方、マナーが悪いことから、ゴミ出しに関する指導や研修を開催します。<br>☆3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進に取り組みます。                  | ・住民負担を軽減する為の新ゴミ処理施設の建設<br>・ゴミ出しに関する広報、研修等の実施 |
| 復興と振興、魅力ある口永良部島の持続可能なしまづくり | ・子どもや若者の減少<br>☆移住体験の機会が少ない                                   | 【屋久島町口永良部島復興と振興計画「豊かな心と幸せを持てる島人」関連】<br>口永良部島においても、高齢化が進み、小中学校の生徒数の確保に関しては、山海留学等に大部分を頼っている状況です。<br>しかし、島の自然を活かした環境教育や、島と関わりのある大学等との人材交流により、魅力ある教育を提供することができます。また、多くの高齢者がいますが、いつも同じ人と話すのではなく、島外の若者や観光客等と話をすることが刺激となり、生きがいになる面もある為、全世代を巻き込んだ、人間力を高める交流の推進を図っていくことが重要です。<br>住民が、口永良部島に住みながらにして交流の幅を広げられるよう取組んでいくことが重要です。 | ・IT、情報技術を活用し、格差の無い教育に取り組みます。<br>☆交流人口増加の為の、交流ツアーの実施を検討します。<br>☆移住体験ツアーの実施を検討します。                     | ・交流ツアー、移住体験ツアーの実施:1件/年                       |
|                            | ☆医者が常駐しておらず、安心して医療を受けられない<br>☆健診等の適切なスケジュール設定(島民が受けやすい時間設定等) | 【屋久島町口永良部島復興と振興計画「支えあい喜びを感じられる島生活」関連】<br>口永良部島には常駐の医師がおらず、島民は医療に不安を持って生活しています。今後も引き続き常駐の医師を募集するとともに、看護師の配置や遠隔医療についても検討し、住民が安心して受診できる体制を整備していかなければなりません。<br>また、いつまでも健康に生活できるよう、健診や運動教室、生きがいづくりを積極的に推進し、島民の福祉の向上に努めていきます。  | ☆地域おこし協力隊の制度等を活用し、病気になる前から地域に入り込み関わりを作っていく、「コミュニティナース」の導入について検討します。<br>☆健診等を受けやすい制度、仕組みの構築に向け取り組みます。 | ・医師、看護師の確保:各1名                               |

### 3.2.9 関係法令による規制区域等の指定状況

事業実施区域周辺における関係法令による規制区域等の指定状況は表 3.2-66 に示すとおりである。

表 3.2-66 関係法令による規制区域等の指定状況

| 区分             | 関係法令等                          | 地域地区等の名称                  | 屋久島町 | 対象事業実施区域(空港周辺) | 対象事業実施区域(土砂採取区域) |
|----------------|--------------------------------|---------------------------|------|----------------|------------------|
| 土地利用           | 国土利用計画法                        | 農業地域                      | ○    | ○              | ○                |
|                | 農業振興地域の整備に関する法律                | 農用地区域                     | ○    | ×              | ○                |
|                | 森林法                            | 国有林                       | ○    | ×              | ×                |
|                |                                | 地域森林計画対象民有林               | ○    | ○              | ○                |
|                | 保安林                            | ○                         | ×    | ×              |                  |
| 都市計画法          | 用途地域                           | ○                         | ×    | ×              |                  |
| 公害防止           | 環境基本法                          | 騒音類型指定                    | ×    | ×              | ×                |
|                |                                | 水質類型指定                    | ×    | ×              | ×                |
|                | 騒音規制法                          | 規制地域                      | ○    | ○              | ○                |
|                | 振動規制法                          | 規制地域                      | ×    | ×              | ×                |
|                | 悪臭防止法                          | 規制地域                      | ○    | ×              | ×                |
|                | 鹿児島県公害防止条例                     | 規制地域                      | ○    | ○              | ○                |
| 土壌汚染対策法        | 要措置区域<br>形質変更時用届出区域            | ×                         | ×    | ×              |                  |
| 自然保護           | 自然公園法                          | 国立公園                      | ○    | ×              | ×                |
|                |                                | 国定公園                      | ×    | ×              | ×                |
|                |                                | 県立自然公園                    | ×    | ×              | ×                |
|                | 自然環境保全法                        | 指定区域                      | ○    | ×              | ×                |
|                | 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約         | 自然遺産地域                    | ○    | ×              | ×                |
|                | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律            | 鳥獣保護区                     | ○    | ×              | ×                |
|                | 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する法律     | 条約湿地                      | ○    | ×              | ×                |
|                | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律      | 生息地等保護区                   | ×    | ×              | ×                |
|                | 文化財保護法等                        | 国指定史跡・名勝・天然記念物<br>重要文化的景観 | ○    | ×              | ×                |
| 県指定史跡・名勝・天然記念物 |                                | ○                         | ○    | ×              |                  |
| 町指定史跡・名勝・天然記念物 |                                | ○                         | ×    | ×              |                  |
| 周知の埋蔵文化財包蔵地    |                                | ○                         | ○    | ×              |                  |
| 景観             | 景観法                            | 景観計画区域                    | ×    | ×              | ×                |
|                | 都市計画法                          | 風致地区                      | ×    | ×              | ×                |
| 国土防災           | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 | 土砂災害警戒区域                  | ○    | ○              | ×                |
|                |                                | 土砂災害特別警戒区域                | ○    | ×              | ×                |
|                | 砂防法                            | 砂防指定地                     | ○    | ×              | ×                |
|                | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律          | 急傾斜地崩壊危険区域                | ○    | ×              | ×                |
|                | 地すべり等防止法                       | 地すべり防止区域                  | ×    | ×              | ×                |

注) 指定等の有 (○)、無 (×)